

高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税について

「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」（平成29年政令第323号）の公布に伴い、平成29年12月28日から平成34年12月27日までの間、下記対象貨物に対する不当廉売関税が課されることとなりましたので、お知らせいたします。

記

1 対象貨物

関税定率法別表第3907.61号に掲げるポリ（エチレンテレフタレート）（第三条第一項及び第二項において「高重合度ポリエチレンテレフタレート」という）

2 対象国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）を原産地とするもの

3 不当廉売関税率

貨物の原産地	不当廉売関税率
中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）	53.0%
政令で定められた生産者により生産された特定貨物もの	39.8%
	51.0%
	51.4%

4 適用期間

平成29年12月28日から平成34年12月27日までに輸入されるもの

5 その他

(1) 原産地を証明した書類の提出について

「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」（平成29年政令第323号）」に基づき、対象貨物（中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするものを除く。）の輸入申告の際は、関税法施行令第61条第1項に規定する原産地証明書提出をお願いしておりますので、ご協力をお願いいたします。

(2) システムを利用して行う輸入（納税）申告について

不当廉売関税が課される貨物に係る輸入（納税）申告の際は、「内国消費税等種別コード」欄に以下のコードを入力願います。

貨物の原産地	NACCS用コード	適用税率
中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）	S007001	53.0%
政令で定められた生産者により生産された特定貨物	S007002	39.8%
	S007003	51.0%
	S007004	51.4%

本件に関する問い合わせ先

門司税関業務部統括審査官（通関総括第2部門担当）

TEL 050-3530-8401